（無線設備等保守規程の変更の認定の申請）

第二十五条の二十七　［略］

2　前項の申請書の様式は、別表第八号の四のとおりとする。

（無線設備等保守規程の変更の届出）

第二十五条の二十八　［略］

2　前項の届出書の様式は、別表第八号の四のとおりとする。

（無線設備等保守規程認定書の交付）

第二十五条の二十九　法第七十条の五の二第二項の規定により無線設備等保守規程の認定をしたときは、別表第八号の五の様式の無線設備等保守規程認定書を交付する。

［2　略］

（無線設備等保守規程の廃止の届出）

第二十五条の三十一　［略］

2　前項の届出書の様式は、別表第八号の六のとおりとする。

（相続等に関する規定の準用）

第二十五条の三十四　第二十条の二（第四項を除く。）の規定は、認定免許人の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定の番号、認定の年月日及び認定免許人の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

（設置許可の申請）

第二十六条　［略］

2　前項の申請をしようとする者は、別表第九号第1の申請書に同表第2又は第3の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

3　前項の規定による添付書類については、既に許可の申請書が提出された設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である設備の許可の申請をしようとする場合（許可の申請をしようとする設備の設置場所（移動する設備にあつては、その常置場所とする。以下この項において同じ。）と既に許可の申請書が提出された設備の設置場所が同一総合通信局の管轄区域内にある場合に限る。）は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

4　総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添付書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請につき許可を与えたときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

（許可状等）

第二十七条　法第百条第二項の許可を与えたときは、別表第十号で定める様式の許可状を交付する。

［2　略］

（無線設備等保守規程の変更の認定の申請）

第二十五条の二十七　［同上］

2　前項の申請書の様式は、別表第五号の十三のとおりとする。

（無線設備等保守規程の変更の届出）

第二十五条の二十八　［同上］

2　前項の届出書の様式は、別表第五号の十三のとおりとする。

（無線設備等保守規程認定書の交付）

第二十五条の二十九　法第七十条の五の二第二項の規定により無線設備等保守規程の認定をしたときは、別表第五号の十四の様式の無線設備等保守規程認定書を交付する。

［2　同上］

（無線設備等保守規程の廃止の届出）

第二十五条の三十一　［同上］

2　前項の届出書の様式は、別表第五号の十五のとおりとする。

（相続等に関する規定の準用）

第二十五条の三十四　第二十条の二（第三項を除く。）の規定は、認定免許人の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定の番号、認定の年月日及び認定免許人の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

（設置許可の申請）

第二十六条　［同上］

2　前項の申請をしようとする者は、別表第六号第1の様式による申請書に同表第2又は第3の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

3　前項の規定による添附書類については、既に許可の申請書が提出された設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である設備の許可の申請をしようとする場合（許可の申請をしようとする設備の設置場所（移動する設備にあつては、その常置場所とする。以下この項において同じ。）と既に許可の申請書が提出された設備の設置場所が同一総合通信局の管轄区域内にある場合に限る。）は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

4　総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添附書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請につき許可を与えたときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

（許可状等）

第二十七条　法第百条第二項の許可を与えたときは、別表第七号で定める様式の許可状を交付する。

［2　同上］